住所　埼玉県川口市元郷２丁目５番19号
江碧睿　昭和59年２月11日生
住所　埼玉県ふじみ野市うれし野１丁目７番５号
顧守潔　昭和47年８月２日生
住所　埼玉県深谷市榛沢新田293番地２
杜玲　昭和52年11月15日生
住所　北九州市八幡西区沖田５丁目８番４号
趙茂　昭和35年10月29日生
金京子　昭和35年３月30日生
趙勇治　昭和59年３月17日生
趙亮　昭和61年５月30日生
住所　北九州市戸畑区元宮町２番12号
趙北登　平成元年12月17日生
住所　浜松市中区上島３丁目２番303号
グエン・ゴック・タン　昭和38年６月１日生
住所　浜松市南区飯田町943番地３
グエン・ティ・ミ・ニュウン　昭和61年11月14日生
住所　石川県輪島市町野町広江三十字15番地１
黄漢宣　昭和47年１月９日生
住所　石川県金沢市寺地１丁目13番３号
金義男　昭和54年２月19日生
金香織　昭和57年３月１日生
住所　石川県金沢市笠舞本町２丁目26番18号
吳悠希　昭和53年12月21日生
住所　千葉県市川市東大和田１丁目12番１―202号
張欣　昭和59年７月23日生
住所　千葉県船橋市上山町１丁目156番地１
李正和　昭和47年１月18日生
住所　福岡市南区塩原３丁目19番11―206号
洪和隆　昭和52年１月12日生
住所　東京都足立区中川１丁目20番９号
蔡鴻霞　昭和54年６月１日生
住所　東京都葛飾区金町１丁目３番18号
蔡鴻亮　昭和56年10月24日生

○外務省告示第三百九十四号

平成十年九月十日にロッテルダムで作成された「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」（以下「条約」という。）の附属書Ⅲは、条約第八条及び条約第二十二条５の規定に従い、次のように改正され、その改正は、平成二十一年二月一日に効力を生じた。

（平成二十一年二月五日付け国際連合事務総長通報）

平成二十一年七月二十七日

外務大臣　中曽根弘文

条約の附属書Ⅲを次のように改める。

１　トキサフェンの項の次に次のように加える。

すべてのトリブチルスズ化合物（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、トリブチルスズ＝フルオリド、トリブチルスズ＝メタクリラート、トリブチルスズ＝ベンゾエート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝リノリエート、トリブチルスズ＝ナフテナートを含む。）	駆除剤
五六―三五―九（ビス（トリブチルスズ）＝オキシド）	
一九八三―一〇―四（トリブチルスズ＝フルオリド）	
二一一五五―七〇―六（トリブチルスズ＝メタクリラート）	
四三四二―二六―三（トリブチルスズ＝ベンゾエート）	
一四六一―二一―九（トリブチルスズ＝クロリド）	
二四二一四―二五―二（トリブチルスズ＝リノリエート）	
八五四〇九―一七―二（トリブチルスズ＝ナフテナート）	

住所　東京都大田区蒲田１丁目９番10号
張義明　昭和53年２月25日生
住所　東京都世田谷区桜丘４丁目15番４号
張奈保子　昭和53年９月10日生
住所　埼玉県川口市上青木西３丁目10番２号
朴美鈴　昭和60年８月23日生
住所　埼玉県川口市上青木西３丁目10番２号
朴慶南　昭和62年２月21日生
住所　埼玉県深谷市上野台3289番地
ディエゴ・アロンソ・ツハコ・マタヨシ　昭和62年２月10日生
住所　さいたま市北区本郷町973番地14
鄭朋美　昭和42年12月６日生
住所　さいたま市北区本郷町973番地14
鄭義秀　昭和45年２月26日生
住所　さいたま市北区本郷町973番地14
鄭梨恵　昭和47年４月14日生
住所　埼玉県狭山市祇園18番４号
張慶蘭　昭和41年11月３日生
住所　埼玉県三郷市さつき平２丁目２番１―101号
ポワンパン・ハンタニ　昭和30年10月10日生
住所　広島市西区己斐東２丁目23番21号
崔重洙　昭和44年12月９日生
住所　千葉県柏市十余二254番地41
梁由河　昭和47年１月26日生
住所　福井市加茂緑苑町611番地
李義均　昭和27年１月19日生
住所　千葉県船橋市習志野台５丁目２番１―302号
李誠　昭和51年６月18日生
住所　千葉県成田市公津の杜１丁目30番地23
蔣英子　昭和44年12月21日生
沈程龍　平成８年４月１日生

○外務省告示第三百九十五号

平成二十一年七月十一日に東京で、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づく日本国政府による資金の提供に関する次の書簡の交換がアメリカ合衆国政府との間に行われた。

平成二十一年七月二十七日

外務大臣　中曽根弘文

（日本側書簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、二千九年二月十七日に東京で署名された第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に言及するとともに、特に、同協定において、日本国の各会計年度において予算に計上されるべき日本国が提供する資金の額は、両政府間の協議を通じて日本国政府が決定し、及び日本国の各会計年度において両政府が締結する別途の取極に記載するものとすることが規定されていることに言及する光栄を有します。

本大臣は、また、第三海兵機動展開部隊の要員約八千人及びその家族約九千人の沖縄からグアムへの移転の実施に関する両政府間の討議に言及するとともに、当該討議の結果、次の取極を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

１　日本国の平成二十一会計年度において予算に計上された日本国が提供する資金の額は、三億二千六百万合衆国ドル（三三六、〇〇〇、〇〇〇ドル）である。日本国政府は、自国の関係法令に従い、アメリカ合衆国政府に対し、日本国の平成二十一会計年度において前記の額の資金の提供を行う。

２　各個別の事業に拠出される日本国が提供する資金の額は、付表に定める。

３　付表は、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意によって修正することができる。

本大臣は、更に、前記の提案がアメリカ合衆国政府にとって受諾し得るものである場合には、この書簡及びアメリカ合衆国政府に代わるその旨の貴官の返簡が両政府間の合意を構成するものとみなし、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千九年七月十一日に東京で

日本国外務大臣　中曽根弘文

アメリカ合衆国臨時代理大使
ジェームス・Ｐ・ズムワルト殿

付　表

フィネガヤン地区における基地内基盤整備事業（第一段階）
一億二千四百八十万合衆国ドル（一一四、八〇〇、〇〇〇ドル）

アンダーセン空軍基地の北部地区における基地内基盤整備事業
二千七百万合衆国ドル（二七、〇〇〇、〇〇〇ドル）

アプラ地区における基地内基盤整備事業
一億六千九百十万合衆国ドル（一六九、一〇〇、〇〇〇ドル）

設計事業（フィネガヤン地区における消防署及び単身の下士官用の隊舎並びにアプラ地区における港湾運用部隊の司令部庁舎及び診療所）
千五百十万合衆国ドル（一五、一〇〇、〇〇〇ドル）

合計　三億三千六百万合衆国ドル（三三六、〇〇〇、〇〇〇ドル）